

第6回下野市消費生活検討委員会 会議録

日 時	平成28年1月15日(金) 午後2時00分～午後2時50分
場 所	下野市保健福祉センター ゆうゆう館 会議室
出席委員	白石智則委員長、片根稔委員、佐藤一義委員、津野田久江委員、隅谷サヨ子委員、本多絵美委員、河又敏子委員、生井真澄委員、石川美佐子委員、大沼ヨシ子委員、保沢明委員、橋本幸昌委員、坂本順子委員、福田一也委員
欠席委員	青柳庄一委員
事務局	渡辺房男市民生活部長、篠崎安史安全安心課長、松本泰子主幹、木村みどり副主幹
傍聴者	1名

○次第

- 1 開会
- 2 委員長あいさつ
- 3 議事
 - (1) 第5回委員会会議録の確認について
 - (2) 下野市消費生活基本計画について
 - (3) その他
- 4 閉会

○開会

(事務局) ただいまより第6回下野市消費生活検討委員会を開会する。

○委員長あいさつ

(事務局) 委員長からごあいさつをお願いしたい。

(白石委員長) 本検討委員会も、本日で最後となる。皆様と作り上げてきた「第二次下野市消費生活基本計画」も、いよいよ本日で確定させることになるので、よろしくをお願いしたい。この委員会は本日で終了ということになるが、条例制定の問題であるとか、また計画の今後の見直しの点であるとか、下野市の消費者行政の課題はまだ残っているかと思うので、皆様には委員を離れた後もぜひ見守っていただければと思う。

(事務局) 市消費生活検討委員会条例第5条第1項の規定により、この後の議事進行を白石委員長をお願いする。

(白石委員長) 最初に、会議成立、会議録署名人について確認させていただく。
本日の欠席委員は1名であり、委員定数15名のうち、過半数以上の委員が出席しているため、市消費生活検討委員会条例第5条第2項の規定により、

会議は成立する。

本日の会議録署名人は、名簿順で、保沢委員、橋本委員にお願いする。

本日の会議の公開についてお諮りする。本日の会議を公開することで、ご異議はないか。

(委員) <異議なし>

(白石委員長) それでは、原則どおり公開とする。

(白石委員長) 議事に入る前に、事務局に配布資料の確認をお願いする。

(事務局) [配布資料の確認]

○議事

(1) 第5回委員会会議録の確認について

(白石委員長) 議題1について、事務局に説明をお願いする。

(事務局) 第5回委員会の会議録については、事前に配付し確認していただいたが、修正点はなかったため確定させていただく。

(白石委員長) それでは、次の議題に移る。

(2) 下野市消費生活基本計画について

(白石委員長) 議題2について、事務局に説明をお願いする。

(事務局) まず初めに、「第二次下野市消費生活基本計画(案)」に係るパブリックコメントの募集結果について、報告する。昨年12月1日から28日までの間、市民の皆様からパブリックコメントを募集したが、意見の提出はなかったことを報告する。

また、「第二次下野市消費生活基本計画(案)」には栃木県の施策についても記載させていただいているため、内容を確認いただき、修正箇所や意見等があれば報告いただけるよう栃木県へ依頼していたが、その結果、栃木県から提出いただいた意見等を委員の皆様へ報告し、それらを踏まえた修正案について説明させていただく。お手元に、「第二次下野市消費生活基本計画(案)」、「資料1 第二次下野市消費生活基本計画(案)の修正箇所及びご意見等について(栃木県回答)」、「資料2 消費生活に関する担当課・相談窓口等一覧」をご用意願いたい。

[「第二次下野市消費生活基本計画(案)」、資料1及び資料2について説明]

(白石委員長) 下野市消費生活基本計画について、事務局からご説明いただいた。委員の皆様から、本計画についての質疑やご意見をいただきたいと思うが、いかがか。

(隅谷委員) P10の「ア 安全な商品の確保」のところで、取組内容④と⑤の担当課等から市の安全安心課が消されたが、実際に私たちが生活の中で商品の安全性に

関して疑問を感じた時にはどこへ連絡をすればいいのか。市の担当課が消されると、県の生活衛生課とか、くらし安全安心課とか、遠い存在のところへ連絡をしなくてはいけないのかなと感じたが、その点に関していかがか。

(白石委員長)

事務局から説明を願う。

(事務局)

あくまで県からのご意見としては、食品表示や食品衛生に関する監視指導については県の権限で行っている取組だということである。もちろん、何か食品に対する疑問や不安などについては、市の安全安心課や消費生活センターにご相談いただいて、その結果として、県南健康センターや県の生活衛生課に市から連絡させていただくという形になると思う。もちろん消費者行政に関する市の主管課は安全安心課であるので、計画が出来上がって冊子や概要版を印刷する際には、おそらく裏表紙になると思うが、問い合わせ先として安全安心課の電話番号を入れさせていただくことになる。消費生活に関する疑問や心配事があれば、まずは市の安全安心課か消費生活センターへご連絡いただきたいと思いますと考えているので、ご理解願いたい。

(隅谷委員)

多分そうなるだろうとは思ったが、感じたことを言わせていただいた。

(白石委員長)

もともと、県だけではなく市の窓口もここに記載した方が良いのではないかとすることは、この会議の中で話し合われたことであつたが、確かに監視指導となると、県に権限があるので県にしかできないということになると思う。ただそうすると、食品表示に関して何か問題があつた時に消費者がどこへ行けば良いのかが、わかりづらくなるかもしれない。

(片根委員)

この件に関して意見を言わせていただきたいが、よろしいか。第1回目の会議でも言わせていただいたが、県南健康福祉センターの中の組織として、食品衛生協会というところがあつて、県南健康福祉センターの職員が監視員となっているが、下野市もその管轄に入っている。もし下野市の中で食品衛生の問題が起きた時には、県南健康福祉センターへ連絡すればすぐに対応してくれることになっている。そういう意味では、市の安全安心課は削除されても良いと私は思う。

(白石委員長)

よろしいか。

それでは、他にご意見や質疑はあるか。

(津野田委員)

食品衛生協会について、もう少し詳しくお聞きしたいが、よろしいか。

(片根委員)

はい。日本全国、各都道府県に食品衛生協会という公益法人組織がある。栃木県にも公益社団法人栃木県食品衛生協会があり、その中に宇都宮や足利など全部で11の支部がある。そのうち小山支部が県南健康福祉センターの食品衛生協会となっており、野木町、小山市、下野市、上三川町を管轄している。この組織には、食品を扱う事業所や飲食店が加入しており、小山支部では約1,500店舗が加入している。会員の方々は、その保健所の監視員の下、指導を受けて各事業所や飲食店の監視指導を行っている。また、協会には各会員が負担し、互いに助け合う「安心フード君」という保険制度があり、もしも問題が起こった時には消費者への対応ができるようになっている。これが食品衛生協会の活動内容である。よろしいか。

- (津野田委員) ありがとうございます。
- (白石委員長) 他に質疑、ご意見等はあるか。
先程の問題については、県南健康福祉センターの電話番号等も冊子に記載されるということなので、身近さという点ではそれほど問題が無いということ
でよろしいか。
他に何かご意見はあるか。
- (隅谷委員) 一般市民へは、前回のように概要版で周知することになるのか。そして概要
版には、「とりあえずここに電話しなさい」ということで市の安全安心課の電
話番号だけが書かれることになるのか。
- (白石委員長) 冊子は公に配られないのか。
- (隅谷委員) 全家庭には冊子は配られないのではないかと思うが、いかがか。
- (事務局) はい。隅谷委員が仰るように、予算上、全家庭に冊子を配付することはでき
ないので、概要版を配付させていただきたいと考えている。
- (白石委員長) 市役所等で、市民が計画書の冊子を入手することはできないのか。
- (事務局) 市役所や図書館で閲覧いただけると思うし、また、ホームページ上でも公開
させていただく。
- (白石委員長) 私は、市役所等で冊子が配られるものと考えていたのだが、冊子は閲覧のみ
の対応なのか。
- (事務局) 委員の皆様や関係機関へは冊子を配付させていただくが、全家庭へは概要版
を配付する予定である。
- (白石委員長) 全家庭に対する配布は難しいとしても、市役所等で希望者に対して配付する
という形での公開はないのか。
- (事務局) それほど大量に印刷製本はできないが、手元にある分については配付させて
いただきたい。
- (白石委員長) 当然、相談所とか市役所には冊子が置かれて、市民の方が見ようと思えばみ
られる状態にさせていただけると考えてよろしいか。
- (事務局) はい。
また、概要版については、どの部分を見開きで4ページ分程度にまとめるか
ということについて、これから検討していくところであるが、可能であれば
連絡先等を載せられるよう、検討したいと思う。
- (白石委員長) 委員長として把握していなかったが、私の希望を言わせていただくと、この
計画書冊子自体を全家庭に配付することが難しいとしても、市民の方が概要
版を見てさらにもっと詳しい情報を知りたいということであれば、いつでも
冊子をもらえるということを概要版の方にも記載していただければと思う。
ホームページに掲載されているとか、市役所で配付しているとか、そういつ
たことが書かれると良いと思うが、よろしいか。
- (事務局) はい。
- (白石委員長) その他に何かご意見はあるか。
よろしいか。
それでは、第二次下野消費生活基本計画については、以上で審議を終わりに

させていただきたいと思う。
どうもありがとうございました。

(3) その他
(白石委員長)

それでは最後に、その他について、審議させていただきたいと思う。
前回の会議において、「下野市消費生活条例」について、検討していただいた。参考資料として配布された「栃木県消費生活条例と不適正な取引行為の指定に関する規則のあらまし」について、事務局から説明があり、また、栃木市の消費生活条例の構成についても説明いただいた。その上で、下野市としては条例を制定すべきかどうか、また制定するならどの様な条例が良いのか、委員の皆様からご意見をいただいた。
本委員会の所掌事務として、消費生活基本計画の策定のほか、消費生活条例についても検討し、その結果を市長に報告することとなっている。前回皆様にお話しいただいた内容をまとめさせていただいたので、ご確認いただきたい。また、必要であれば修正させていただきたいと思うので、よろしくお願ひしたい。
まず、現状についての認識であるが、現在、消費者基本法や栃木県消費生活条例など、既に消費者を守る法律が整備されている。また、市の消費者施策の推進にあたっては、国の法律や栃木県の条例に基づいて進めており、市の条例が無くても直ちに施策の実施に支障を来すということはない、という認識であったと思う。
続いて、条例を制定した場合のメリットについてであるが、まず1点目として、市の取組を明確化し、消費者行政に力を入れてより積極的に取り組んで行くという市の姿勢をアピールすることができる。それから2点目として、市の条例を制定し、その中で悪質な事業者に対する指導・勧告等を行うことができるということの規定すれば、悪質な事業者への抑止力となり、また悪質な取引行為が行われた場合などは直接指導ができるなど、より早い対応が可能となる。実際に栃木市の条例ではそのようになっている。以上が条例を制定した場合のメリットだと思う。
他方で、条例を制定する上での問題点がある、というご意見もいただいた。問題点として、まず1点目は、栃木県や消費生活条例を制定している県内の市においては、条例の中で、消費者行政を推進する上での基本理念や、市、事業者及び消費者の責務や役割等を明らかにするとともに、不適正な取引行為の指定に関する規則を定め、悪質な事業者への指導、勧告等を行うことを規定している。また、栃木県においては特定商取引に関する法律に基づく事業者指導・監督等の権限が与えられており、法律と条例両方の規定に基づく対応が可能となっている。ただし、下野市が同じような条例を制定し、事業者指導に係る施策を行うためには、専門的なスキルやノウハウが必要であり、

現状の組織体制で対応していくことは困難な状況にあると言える。なお、栃木県には「事業者指導チーム」があり、本年度は7名体制で業務に当たっているということである。事業者指導に係る規定は設けず、基本理念など基本的な事項のみを規定した条例を制定することも考えられるが、その場合、何か市としての特色や独自性を出せるような内容にする必要があるのではないか。こういった点が挙げられたと思う。

以上の意見を踏まえれば、現時点で条例を制定することは難しい。ただし、今後については、国や近隣市町の動向及び社会状況の変化を見極めながら、条例を制定する上での問題点を整理し、またどのように市の独自性を出していくかなど、先進事例の調査・研究を行い、今後も引き続き検討していくことが必要ではないか。このような形でまとめさせていただきたいと思っている。

要するに、条例を制定すればアピールできるという点では非常にメリットがあるので条例の必要性自体は否定しないが、特に悪質な事業者に対する指導・勧告等についての規定を含めた条例にすることは、現時点の体制では難しいため、急いで条例を作る必要があるとはいえない。今後は近隣市町等の変化を視野に入れながら、必要が生じた時に迅速に制定できるように見守っていく必要があるのではないか。前回の会議でそのような意見があったかと思うので、こういった内容を市長へ報告したいと考えている。

皆様から、この点についてご意見・ご質問等はあるか。

それでは、条例についてはこの委員会、後継の委員会で今後検討していくことになると思うが、まずは本委員会として現時点での皆様のご意見をまとめ、市長に報告させていただきたいと思う。

ありがとうございました。

それでは、事務局から何かあるか。

(事務局) 本日は最後の会議ということであるが、会議録についてはこれまで同様、作成終了後に皆様へお送りして確認いただき、皆様からのご意見をいただいて調整したものを、議事録署名人及び白石委員長に確認いただき、承認いただくという形にさせていただきたい。なお、前回の委員会でも案内させていただいたが、1月31日(日)午前9時から、保健福祉センターきらら館において、第6回下野市消費者まつりを開催するので、お時間があれば、ご家族やお友達をお誘い合わせの上、ぜひご来場いただきたい。

(白石委員長) これで本日の議事はすべて終了した。
それでは、進行を事務局へお返すする。

○閉会

(事務局) 白石委員長、ありがとうございました。
委員の皆様、大変お疲れ様でした。

昨年8月31日に開催した第1回消費生活検討委員会を含め、これまでに合

計6回の会議を開き、第二次下野市消費生活基本計画の策定について、また下野市消費生活条例の検討について、委員の皆様にはそれぞれのお立場から貴重なご意見をいただき、大変お世話になりました。お陰様で、第二次消費生活基本計画を完成させることができました。また、消費生活条例につきましては、制定すべきかどうか、制定するなら下野市にはどのような条例がふさわしいのか、検討いただきありがとうございました。条例の制定については、今回は見送ることになりましたが、国や県、近隣市町の動向を見極めながら、消費者を取り巻く環境の変化に対応できるよう、条例の制定に向けてさらに研究し、今後も引き続き検討してまいりますので、委員の皆様におかれましては、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

それでは、以上をもって第6回下野市消費生活検討委員会を閉会する。

以上